

組 合 報

公告第814号

令和5年度任意継続被保険者の標準報酬月額について

令和4年9月30日における全被保険者の平均標準報酬月額は、
下記のとおりでありますので、健康保険法第47条に基づき公示いたします。

記

※令和5年度任意継続被保険者の標準報酬月額（上限額）

(平均標準報酬月額)	(標準報酬月額)	(被保険者数)
405,720 円	410,000 円 (410 千円)	9,967 人

以 上

北陸電力健康保険組合
理事長 魚屋 敦司